

京都市告示第179号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の19第1項及び第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和8年6月10日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

株式会社しえん屋さん（代表取締役 奥村 勇人）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市伏見区瀬戸物町717番地 フラット717・301号

3 事業所の名称

そうだん屋さん

4 事業所の所在地

京都市伏見区小栗栖森本町10-3 シャンポール蜂の壺 505号

5 指定する事業の種類

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

6 指定年月日

令和8年6月1日

7 事業所番号

2630982532

(保健福祉局障害保健福祉推進室)